

墨田区監査委員に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)に規定するもの並びに別に条例で定めるもののほか、墨田区監査委員(以下「監査委員」という。)</u>に関する事項について定めるものとする。</p> <p>(監査委員の構成)</p> <p>第2条 監査委員の構成は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>識見を有する者のうちから選任する監査委員 3人</u></p> <p>(2) <u>議員のうちから選任する監査委員 1人</u></p> <p>2 <u>前項第1号に掲げる監査委員のうち1人は、常勤とする。</u></p> <p>(監査又は検査の通知)</p> <p>第3条 監査委員が監査又は検査を行うときは、その都度期日を指定して、<u>あらかじめ監査又は検査の対象とする機関に対して通知するものとする。ただし、緊急に監査又は検査を行う必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(公表の方法)</p> <p>第4条 監査委員が行う公表は、<u>墨田区告示式(昭和51年墨田区告示第25号)の例による。</u></p> <p>(事務局の設置等)</p> <p>第5条 監査委員の権限に属する事務を処理するため、<u>墨田区監査委員事務局(以下「事務局」という。)を設置する。</u></p> <p>2 〔略〕</p> <p>(書記その他の常勤の職員の定数)</p> <p>第6条 書記、その他の常勤の職員の定数は、<u>4人とする。</u></p> <p>(庶務に関する事務)</p> <p>第7条 文書、公印その他の庶務に関する事</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第1条 この条例は、<u>法令その他別に定めるもののほか、墨田区監査委員(以下「監査委員」という。)</u>に関する事項について定めるものとする。</p> <p>(監査委員の定数)</p> <p>第2条 監査委員の<u>定数は、3人とする。</u></p> <p>〔同左〕</p> <p>第3条 監査委員が監査又は検査を行うときは、その都度期日を指定して、<u>速やかに監査又は検査の対象とする機関に対して通知しなければならない。</u></p> <p>(監査及び検査の執行)</p> <p>第4条 監査及び検査は、<u>書類、帳簿等の証拠書類を徴し、又は関係職員の出向を求め、若しくは現地についてこれを行う。</u></p> <p>(監査の公表)</p> <p>第5条 監査に関する公表は、<u>区役所の門前掲示場に掲示してこれを行う。</u></p> <p>〔同左〕</p> <p>第6条 〔同左〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第7条 〔同左〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第8条 〔同左〕</p>

<p>務の処理については、区長の事務部局において定められているものの例による。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第8条</u> この条例の施行に関して必要な事項は、監査委員が定める。</p>	<p>[同左]</p> <p><u>第9条</u> [同左]</p>
---	------------------------------------

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

【参考】

地方自治法（抄）

(監査委員の設置及び定数)

第195条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては4人とし、その他の市及び町村にあつては2人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。

(選任及び兼職の禁止)

第196条 [略]

2～4 [略]

5 都道府県及び政令で定める市にあつては、識見を有する者のうちから選任される監査委員のうち少なくとも1人以上は、常勤としなければならない。

地方自治法施行令（抄）

第140条の2 地方自治法第195条第2項に規定する政令で定める市は、人口25万人以上の市とする。

第140条の4 地方自治法第196条第5項に規定する政令で定める市は、人口25万人以上の市とする。